

中間試案のたたき台 2（第2の2「法定後見に係る期間」別案）

2 法定後見に係る期間

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の規律を維持する（法定後見に係る期間は設けない）ものとする。

【乙1案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

① 家庭裁判所は、次の審判をする場合には次の期間を定めなければならないものとし、保護者及び①の各審判の請求権者は、各期間が満了する前の一定期間の間に、当該期間の更新を求める旨の申立てをすることができるものとする。

a 保護者に代理権を付与する旨の審判 保護者が代理権を有する期間

b 保護者の同意を要する旨の審判 保護者の同意を要する期間

c 本人のする法律行為を取り消すことができる旨の審判 取り消すことができる法律行為の期間

d 保護者を選任する審判 任期

② 保護者は、①の各期間が満了する前の一定期間の間に、当該期間の更新の要否について、家庭裁判所に報告をしなければならないものとする。

（注1）②の報告がないときは、家庭裁判所は、職権で、期間を更新することができるものとするとの考え方がある。

（注2）期間を定めることを必要的とせず、家庭裁判所の裁量によって定めることができるものとするとの考え方がある。

（注3）期間については、家庭裁判所の裁量に委ねる考え方、上限を法定した上でその範囲で家庭裁判所の裁量に委ねる考え方がある。

（後注）この考え方は、②の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る（現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る）ものであることを前提としている。

【乙2案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

① 次の②の報告をすべき時期を保護の開始から〔 〕年とするものとする。

② 保護者は、①の期間が満了する前の一定期間の間に、法定後見の要件の存否について、家庭裁判所に報告をしなければならないものとする。

③ ①の報告又は②の報告がなく職権で調査した結果により、法定後見の要件が存在していると認めることができないときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、保護を開始する審判を取り消す〔終了する〕等の審判をするものとする。

(後注) この考え方は、②の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る(現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る)ものであることを前提としている。

(説明)

部会において、【乙1案】と【乙2案】の違いが分かりにくく、パブリックコメントで意見を求められた側が意見を述べにくいのではないかと指摘があった。

そこで、【乙1案】と【乙2案】とで共通する部分(保護者は一定の時期に裁判所に一定の事項を報告しなければならないとの部分)について、同じ番号を付すようにして、両案を対比しやすいように工夫をすることが考えられる。

そのような考え方に基づいて別案を作成したものであり、提案している規律の内容は部会資料17-1、17-2で記載しているものと同じものとすることを意図している。